# 令和元年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

### はじめに

社会福祉法人和歌山県福祉事業団は、昭和40年に設立され、平成18年3月まで管理委託制度の下、県立施設の運営を県の委託により行ってきました。

平成18年4月1日からは、指定管理者制度により県から非公募による指定管理者として、県立入所施設の運営を行うとともに、施設入所利用者の地域移行、また、在宅障害児者・家族の方々への相談支援等の在宅福祉サービスの展開を図ってきました。

そして平成23年からは、県より県立入所施設(8施設)の土地の無償貸与、建物の譲渡がなされ、念願であった自主運営の道を歩み始めました。

平成24年度以降は、法人の運営方針に則り、多岐多様な福祉サービスにより、利用児者の方々の「思い・願い」を 大切にして、総合的 に提供されるよう創意工夫すること、個人の尊厳を遵守しつつ、個々に応じた主体的な生活を営む為の支援をすること、そして事業所ならびに核となる本部が緊密に連携して、多くの利用児者、家族の方々の福祉ニーズに合ったサービスを企画・立案するなど、実践と検証を進めて参りました。

以下より、令和元年度の特徴的な事業を報告します。

### 1. 事業実施報告について

#### (1) 障害児者福祉分野

○ 各障害児者入所施設から19名の方が令和元年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、由良みのり 園7名、由良あかつき園4名、南紀あけぼの園(成人)1名。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園4名、南紀あけぼの園(児童)3名です。

- これまでの通所事業所と共同生活援助事業所(グループホーム)の事業所運営のあり方を改め、通所事業所と共同生活援助事業 所が連携して一体的に事業運営を行えるように、各圏域に生活総合支援センターを設置しました。これにより、24時間365日体 制で地域生活を行っている利用者の日中及び夜間支援を行うことが可能となりました。
- 平成31年4月1日、以下の事業所を新規開設しました。
  - ・多機能型事業所夢おれんじ=重症心身障害児を受け入れるため、従来の生活介護事業に障害児通所支援事業を併設
  - ・生活介護事業所アップ=生活総合支援センターの設置に伴い多機能型事業所ハッスルの生活介護事業を分割
- 平成31年4月25日、古座あさかぜ園の就労移行支援事業が移転する形で、串本町西向に「うどんとうなぎの古座川」がオープンしました。また、同日、併設するアートギャラリー「ぎゃらりーこざがわ」も開所しました。
- 令和2年3月31日、日高郡由良町にある障害者支援施設由良みのり園の新棟建物が完成しました。総事業費は約600,000,000円。 新定員は日中が生活介護60名、就労移行支援6名、自立訓練10名、入所が施設入所40名、短期入所10名です。
- 由良みのり園の新棟建設に伴い、由良あかつき園が4棟体制から3棟体制へ移行することになり、老朽化が著しかったD棟が令和 2年3月31日をもって廃止となりました。新定員は日中が生活介護120名、入所が施設入所120名、短期入所10名です。
- 令和2年3月31日をもって以下の事業所を廃止しました。
  - ・学童保育あい=利用児童の減少により廃止
  - ・学童保育あい・らんど=利用児童の減少により廃止
  - ・那賀圏域障害児者相談支援事業所そら=事業再編により事業所を統合(伊都・那賀圏域障害児者相談支援事業所れん)
  - ・日高圏域障害児者相談支援事業所ゆめ(由良事務所)=事業再編により他法人事業所に事業譲渡
- 津波浸水地域からの移転を計画していた多機能型事業所あかりの施設整備費補助金の交付が決定しました。

#### (2) 高齢者福祉分野

○ 老朽化に伴い新築移転を計画している「特別養護老人ホーム南風園」及び「養護老人ホーム白寿荘」の移転予定地を確保しました。今後は移転に向け、海南市と協議を行う予定です。

### (3) 児童福祉分野

○ 新たな児童養護施設の開所に向け、有田川町と協議を行い、建設予定地の確保に努めましたが、国の方針により新たな児童養護施設の建設が認められなくなり、計画は白紙撤回となりました。

## 2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和元年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

〇 令和2年2月20日に開催した第145回理事会において、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である、「『文書管理規程』、『処務規則』、『職員行動規範』」を改正しました。

(「内部管理体制の基本方針」1の(1)、3の(3)及び4の(1)関係)

※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア	文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1の(1)関係》
1	リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2の(1)関係》
ウ	処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	3の(3)関係》
工	経営5ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3の(4)関係》
才	福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3の(4)関係》
力	職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4の(1)関係》
キ	職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4の(1)関係》
ク	内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9の(1)関係》